



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷発行人 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則	建築住宅局政策課	1
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(北鈴蘭台自治会ほか)	地域協働局地域活性課	7
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	11
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	12
告示	道路法による道路の供用開始(市道 上津台117号線他)	建設局道路管理課	13
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 灘方面第98号線)	建設局道路管理課	14
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(藤原台地区センター エコール・リラ)	経済観光局経済政策課	15
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局景観政策課	19
公告	水難救護法第24条第1項により引渡しを受けた漂流物	垂水区保健福祉部保健福祉課	20
区役所	行旅死亡人	中央区保健福祉部保健福祉課	21
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	22

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則をここに公布する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第37号

神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市マンション管理の適正化の推進に関する条例（令和7年9月条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(管理組合の管理者等による届出)

第2条 条例第12条第1項の規定による届出は、要届出マンションの管理組合の管理者等となった日（管理者等が置かれていないときは、管理組合を設立した日。以下同じ。）から90日以内にしなければならない。

2 条例第12条各項の規則で定める事項は、別表第1に掲げる届出事項とする。

3 条例第12条第2項の規定による届出は、変更があった後遅滞なくしなければならない。

4 条例第12条第3項の規定による届出は、最後に条例第12条第1項又は第3項に規定する届出を行った日から5年を経過する日が属する年度の9月末日までにしなければならない。

(マンション分譲事業者による届出)

第3条 条例第13条第1項の規定による届出は、当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日の30日前までにしなければならない。

2 条例第13条第1項の規則で定める事項は、別表第2に掲げる届出事項とする。

3 条例第13条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) マンションの管理規約の案

(2) その他市長が必要と認める書類

4 条例第13条第3項の規則で定める者は、条例第13条第1項の届出後から、当該届出の対象となる要届出マンションについて売買契約の目的である部分を初めて引き渡すまでの間にある者とする。

5 条例第13条第3項の規定による届出は、変更があった後遅滞なくしなければならない。

6 条例第13条第3項の規則で定める事項は、別表第2に掲げる届出事項及び条例第13条第2項の規定により必要に応じて添付した書類の内容とする。

(情報開示)

第4条 条例第14条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 別表第1又は別表第2に掲げる事項（個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。）並びに別表第1及び第2の連絡先の項で定める届出事項を除く。）及び条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日

(2) マンションの名称、所在地及び条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日

2 市長は、条例第14条第2項の規定による開示を行うときは、条例第12条又は第13条の規定による届出のあった日の属する月の翌月末日から5年間、インターネットの利用その他の適切な方法により開示を行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第15条の規定による勧告は、次に掲げる事項を記載した書面を交付して行うものとする。

(1) 勧告の対象者の住所又は所在地

(2) 勧告の対象者の氏名（法人その他の団体のときは、その名称及び代表者の氏名）

(3) 勧告の根拠となる条文

(4) 勧告の内容

(5) 勧告の理由

(公表)

第6条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項に関して行うものとする。

(1) 勧告を受けたマンションの名称及び所在地

(2) 勧告の概要

2 条例第16条第1項の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(意見陳述の機会の付与)

第7条 条例第16条第2項の規定による意見陳述は、神戸市行政手続条例(平成8年3月条例第48号)第3章第3節の規定の例により行うものとする。

(立入調査員証)

第8条 条例第17条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式による立入調査員証とする。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、主管局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条から第8条まで並びに次項及び附則第3項の規定は、同年7月1日(以下「一部施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定による届出は、管理組合の管理者等となった日が一部施行日の90日前の日より前のときは、一部施行日から6月以内にしなければならない。

3 条例附則第2項の規定による届出は、管理組合の管理者等となった日が一部施行日の90日前の日から一部施行日の間のときは、一部施行日から90日以内にしなければならない。

(マンション分譲事業者の届出に関する特例)

4 条例第13条第1項の規定による届出は、当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日が一部施行日後30日以内であるときは、一部施行日以後速やかにしなければならない。

5 条例附則第4項の規則で定める者は、一部施行日において当該届出の対象となる要届出マンションを初めて分譲しようとする日から売買契約の目的である部分を初めて引き渡すまでの間にある者とする。

6 条例附則第4項の規定による届出は、一部施行日以後速やかにしなければならない。

別表第1（第2条及び第4条関係）

大項目	小項目	届出事項
マンションの概要	マンションの概要	マンションの名称及び所在地、管理組合の形態、マンションの棟数、戸数、階数、併設用途及び延べ面積、駐車場の有無、形態及び形態ごとの収容台数、エレベーターの有無、マンションの竣工年月並びに当該マンションに係る土地の権利の種別
適正な維持管理に関する事項	管理組合の運営	管理組合の有無及び法人格の有無、管理組合の名称、管理者等の有無、管理組合の運営方式、管理規約の有無及び最終改正年、区分所有者名簿の有無、居住者名簿の有無並びにマンションの区分所有者等による集会の年1回以上の開催の有無
	建物の修繕に関する計画等	管理費徴収の有無及びその額、修繕積立金徴収の有無及びその額、修繕積立金の積立方式、管理費会計と修繕積立金会計の区分経理の状況、長期修繕計画の有無、長期修繕計画の作成年、長期修繕計画の計画期間、長期修繕計画の作成についてのマンションの区分所有者等による集会における決議の有無、大規模修繕工事の実績・予定、建築確認を受けた時期、耐震診断の有無、耐震性の有無並びに耐震改修の実施状況
	管理事務の委託	マンションの管理形態及びマンション管理業者の名称

	その他	防災の取組状況及びマンションに係るコミュニティ形成等の取組状況
連絡先	連絡先	マンション管理業者の連絡先及び市からの郵送物の宛先
その他	その他	市長が必要と認める事項

別表第2（第3条及び第4条関係）

大項目	小項目	届出事項
マンションの概要	マンションの概要	マンションの名称及び所在地、管理組合の形態、マンションの棟数、戸数、階数、併設用途及び延べ面積、専有部分の合計床面積、駐車場の有無、形態及び形態ごとの収容台数、エレベーターの有無、マンションの竣工年月日、売買契約締結年月日並びに当該マンションに係る土地の権利の種別
適正な維持管理に関する事項	管理組合の運営	管理組合の運営方式及び管理規約の案の有無 その他管理規約に関して必要な事項
	建物の修繕に関する計画等	管理費の額、修繕積立基金の額、修繕積立金の積立方式、修繕積立金の額その他修繕積立金に関して必要な事項、管理費会計と修繕積立金会計の区分経理及び長期修繕計画の案の有無その他長期修繕計画に関して必要な事項
	管理事務の委託	マンションの管理形態及びマンション管理業者の名称
	その他	管理組合に係る郵便受箱の設置の有無及び分譲事業者が申請する管理計画の認定（市長が定めるものに限る。）の取得
連絡先	連絡先	届出に係る連絡先
その他	その他	市長が必要と認める事項

様式（第8条関係）

		第	号
立入調査員証			
写真	所 属		
	氏 名		
	生年月日	年	月 日
上記の者は、神戸市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第17条第1項の規定に基づく立入調査をすることができる職員であることを証明する。			
年 月 日			
神戸市長			印

備考1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横8.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

神戸市告示第528号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、北鈴蘭台自治会、桜塚自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	北鈴蘭台自治会	桜塚自治会
主たる事務所	神戸市北区若葉台1丁目10番13号	神戸市西区白水1丁目35番13号
代表者の氏名	黒田 馨子	中村 昌義
代表者の住所	神戸市北区若葉台4丁目5番8号	神戸市西区白水1丁目35番13号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 北鈴蘭台自治会 令和7年4月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	竹内 廣志	黒田 馨子
代表者の住所	神戸市北区若葉台1丁目4番6号	神戸市北区若葉台4丁目5番8号

(2) 桜塚自治会 令和8年2月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区白水1丁目35番7号	神戸市西区白水1丁目35番13号
代表者の氏名	山岡 真澄	中村 昌義
代表者の住所	神戸市西区白水1丁目35番7号	神戸市西区白水1丁目35番13号

神戸市告示第529号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月3日

神戸市長 久元喜造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
本山東部 あんしん すこやか センター	(新)神戸市東灘区本山中町4丁目7番7号  (旧)神戸市東灘区本山中町4丁目2番3号	医療法人 明倫会	神戸市東灘区 本山中町4丁目1番8号	令和7年5月25日	介護予防支援 介護予防ケア マネジメント

神戸市告示第530号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 3 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
吉川 奈々愛（訪問鍼灸たか兵庫治療院）	吉川 奈々愛	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 8 年 1 月 22 日

神戸市告示第531号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
木村 紗代（訪問鍼灸たか）	木村 紗代	神戸市北区鈴蘭台西町5丁目16番1号	令和8年1月1日

神戸市告示第532号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
コスモ調剤薬局	神戸市垂水区東舞子町14番7号	令和8年1月15日

神戸市告示第533号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
神戸スイミー皮膚科美容外科	神戸市中央区相生町3丁目1番2号	令和8年3月1日

神戸市告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、令和8年3月4日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月17日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間
市道	上津台117号線	神戸市北区上津台5丁目5番99地先から 神戸市北区上津台5丁目5番176地先まで
	上津台118号線	神戸市北区上津台5丁目5番99地先から 神戸市北区上津台5丁目5番146地先まで
	上津台119号線	神戸市北区上津台5丁目5番147地先から 神戸市北区上津台5丁目5番129地先まで
	上津台120号線	神戸市北区上津台5丁目5番180地先から 神戸市北区上津台5丁目5番175地先まで
	上津台121号線	神戸市北区上津台5丁目5番115地先から 神戸市北区上津台5丁目5番114地先まで
	上津台122号線	神戸市北区上津台5丁目5番14地先から 神戸市北区上津台5丁目5番91地先まで
	上津台123号線	神戸市北区上津台5丁目5番87地先から 神戸市北区上津台5丁目5番15地先まで
	上津台124号線	神戸市北区上津台5丁目5番32地先から 神戸市北区上津台5丁目5番59地先まで
	上津台125号線	神戸市北区上津台5丁目5番91地先から 神戸市北区上津台5丁目5番65地先まで
	上津台126号線	神戸市北区上津台5丁目5番68地先から 神戸市北区上津台5丁目5番57地先まで

神戸市告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年3月4日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年3月17日まで一般の縦覧に供する。

令和8年3月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	灘方面第98号線	神戸市灘区青谷町4丁目 560番89地先から	新	15.30	最大 3.60 最小 3.20
		神戸市灘区青谷町4丁目 560番89地先まで	旧	15.30	最大 3.20 最小 2.70

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和8年3月3日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和8年3月3日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤原台地区センター エコール・リラ  
神戸市北区藤原台中町1丁目2番2号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社関西都市 居住サービス	大阪府中央区本町2 丁目1番6号	代表取締役 中瀬 弘美	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
株式会社KUL	大阪府中央区本町4 丁目3番9号	代表取締役 吉田 滋	令和6年11月2日 商号変更のため 令和6年7月17日 住所変更のため 令和6年9月24日 代表者変更のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテールス トア株式会社	千葉県美浜区中瀬1 丁目5番地1	代表取締役 井出 武美	

株式会社なゆた	神戸市中央区相生町 4丁目8-13 サンパ レス1階	代表取締役 坂野 紀子	令和6年3月30日 退店のため
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋 4丁目26番3号	代表取締役 堂前 宣夫	
株式会社マツモト キョシ	千葉県松戸市新松戸 東9番地1	代表取締役 松本 貴志	
株式会社カロ	大阪市中央区大手前 1丁目7番31号	代表取締役 宇澤 信夫	
株式会社ピーチク ラブ	堺市中区小阪 270 番 地	代表取締役 納谷 康平	令和5年3月31日 退店のため
チェックローズ株 式会社	大阪府豊中市城山1 丁目6番22号	代表取締役 山本 圭介	
株式会社青木洋裁 研究所	兵庫県西宮市越水町 2番6号	代表取締役 青木 嘉生	
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋 室町2丁目4番3号	代表取締役 澤田 将広	
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽 台5丁目8番地2	代表取締役 塔筋 誠	
株式会社新生堂	神戸市東灘区住吉南 町4-1-22	代表取締役 江田 善一	令和5年9月30日 退店のため
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1 丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀	
株式会社手芸の丸 十	兵庫県加古川市加古 川町中津 448 番地の 1	代表取締役 畑 陽介	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条 吉行東1丁目4番14 号	代表取締役 矢野 靖二	
東京ブックセンタ ー開発株式会社	東京都八王子市八日 町1番11号	代表取締役 熊沢 真	
株式会社エービー シー・マート	東京都渋谷区神南1 丁目11番5号	代表取締役 野口 実	
株式会社マックハ ウス	東京都杉並区梅里1 丁目7番7号	代表取締役 坂下 和志	
株式会社ハニーズ ホールディングス	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 の1	代表取締役 江尻 英介	

株式会社エディオン	広島市中区紙屋町2丁目1番18号	代表取締役 久保 允誉	
外3名			

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 井出 武美	令和7年3月1日 会社統合のため
株式会社良品計画	東京都豊島区東池袋4丁目26番3号	代表取締役 堂前 宣夫	
株式会社マツモトキョシ	千葉県松戸市新松戸東9番地1	代表取締役 松本 貴志	
株式会社カロ	大阪府中央区大手前1丁目7番31号	代表取締役 宇澤 信夫	
チェックローズ株式会社	兵庫県明石市大道町1丁目5番6号	代表取締役 山本 圭介	令和元年8月2日 事務所移転のため
株式会社青木洋裁研究所	兵庫県西宮市越水町2番6号	代表取締役 青木 嘉生	
株式会社パリミキ	東京都中央区日本橋室町2丁目4番3号	代表取締役 恒吉 裕司	令和5年3月31日 退任のため
株式会社デュウ	京都府木津川市相楽台5丁目8番地2	代表取締役 塔筋 誠	
株式会社二楽園	神戸市東灘区岡本1丁目2番17号	代表取締役 奥谷 信秀	
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津 448 番地の1	代表取締役 畑 陽介	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	
東京ブックセンター開発株式会社	東京都八王子市八日町1番11号	代表取締役 熊沢 真	
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区神南1丁目11番5号	代表取締役 野口 実	
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里1丁目7番7号	代表取締役 石野 孝司	令和6年5月22日 退任のため

株式会社ハニーズ ホールディングス	福島県いわき市鹿島 町走熊字七本松 27 番 の 1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社エディオ ン	広島市中区紙屋町 2 丁目 1 番 18 号	代表取締役 久保 允誉	
有限会社パンプキ ン	兵庫県三田市南が丘 1 丁目 50 番 6 号	代表取締役 湯井 信一	令和 5 年 6 月 1 日 入店のため
外 3 名			

3 届出年月日

令和 8 年 1 月 5 日

4 縦覧期間

令和 8 年 3 月 3 日から令和 8 年 7 月 3 日まで

5 縦覧場所

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 4 階  
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

Yakushima特定目的会社

取締役 目黒 正行

東京都港区西新橋1丁目1番1号 EPコンサルティングサービス内

2 代理者の氏名、住所及び連絡先

株式会社IAO竹田設計 大阪第一事務所

宮本 尚平（担当：眞田 将希）

大阪市西区西本町1丁目4番1号 オリックス本町ビル5F

080-5712-7171

3 景観影響建築行為の概要

- (1) 所在及び地番 神戸市北区有馬町字地獄谷1608番、1608番1、1608番2
- (2) 敷地面積 約2,812平方メートル
- (3) 建築面積 約1,629平方メートル
- (4) 延べ面積 約5,995平方メートル
- (5) 高さ 21.89メートル
- (6) 構造 鉄骨造
- (7) 階数 地上6階
- (8) 建物用途 ホテル

4 縦覧の期間

令和8年3月3日から令和8年3月16日まで

神戸市公告

水難救護法第24条第1項の規定に基づき引き渡しを受けた漂流物を所有者に引き渡すため、同法第25条第2項の規定により、次のとおり公告します。

令和8年3月3日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 漂流物  
小豆色ボート1隻
- 2 発見揚収日  
令和8年1月27日
- 3 発見揚収場所  
神戸市垂水区西舞子1丁目地先
- 4 漂流物の写真



神戸市中央区公告

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

令和8年3月3日

神戸市中央区長 増田 匡

- |   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | 本籍・住所・氏名 | 不詳  |
| 2 | 性別       | 男性  |
| 3 | 年齢       | 50歳以上（推定）   |
| 4 | 特徴       | 頭蓋骨   |
| 5 | 死亡年月日    | 令和6年頃（推定）   |
| 6 | 発見年月日    | 令和7年4月20日午後3時35分                                      |
| 7 | 発見場所     | 神戸市中央区葺合町山郡1番1号から北東に約145メートル及びハーブ園山頂駅から北西に約278メートルの山中 |
| 8 | 死因       | 不明  |
| 9 | 遺留金品等    | なし  |

神戸市水道告示第26号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年3月3日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42540	K・I設備株式会社	神戸市灘区上野通 6丁目3番15号	片岡 康男	令和8年2月28日
42541	株式会社 仲アドバンス	尼崎市尾浜町1丁目34 番23号	岡 久記	令和8年2月28日